

タイトル	国際社会における地域文化
著者	岩崎, まさみ; IWASAKI, Masami
引用	季刊北海学園大学経済論集, 65(4): 1-16
発行日	2018-03-31

《特別寄稿》

国際社会における地域文化

岩 崎 ま さ み¹

1. はじめに

国家間の垣根を越えて人や物、情報が行き来し、日々の生活が国家の枠を超えて変化する「グローバル化」および「国際化」と呼ばれる現象は、今や、日常の情景の一部と言える。海外渡航者の増加、在留外国人の増加、教育現場の国際化、広域経済連携など、それらの事例を挙げるまでもなく、国境を越えた経済活動や情報流通により、国家間の距離は確実に近くなった。その結果、国家という枠組みの中で、地域に根ざして歴史を重ねてきた地域社会及び地域文化が、当然ながら「国際化」「グローバル化」の影響の下で様々な変化を経験している。

「グローバル化」や「国際化」という現象は、経済活動を軸に語られる事が多い。しかし、国家間の政治的関わりや取り決めは、直接的に国家および地域社会における社会・経済・文化政策に影響を及ぼす。とりわけ、近年みられる多くの国際的な変化は1945年の国際連合の発足との関わりを抜きには語る事ができない。国際連合は1945年10月24日に正式に設立され、国連憲章第一条にある「国際平和及び安全を維持すること」を目的に、新しい世界秩序を基盤とした国際社会の再構築を目指す努力を始めた（国際連合広報センターホームページ）。その努力の明白な事例が、国連が締結主体である数多くの国際条約・協定・規約・合意などであり、国連加盟国はこれらの国際的な取り決めの下で、自国内の多くの政策を決定し実行してきた。それらの政策は程度の差こそあれ、結果的に国民生活に影響を及ぼし、一部には、地域社会の在り様を変容させる結果を生み出している。1956年に加盟国に名を連ねた日本も、当然ながら、この例外ではない²。

今や、地域社会と国際社会の関わりは経済的にも政治的にも密接であり、国境を越えた目に見えない変化の力が地域社会に及び、日々の生活、また何世代にも継承されて来た生業や文化活動にも影響を与えている。本稿では、この現象に着目し、多様な取り決めにより政治・経済的に緊密に結びついている国際社会、そして、多くの場合、それとは無縁に歴史の流れの中で独自に育まれてきた地域社会、これらの間に起きている現象、さらにその結果として発生する多様な変化

¹ 岩崎まさみは1987年～1995年の間、国際捕鯨委員会日本代表団のテクニカルアドバイザー（文化人類学）、また2013年から現在に至るまで、文化庁文化審議会無形文化遺産部会委員を務めている。加えて、2015年～2016年の2年間はユネスコ無形文化遺産保護条約に関する評価機関委員を務めた。

² 日本国は1952年3月20日内閣決定、6月4日国会承認、6月23日加盟申請、1956年12月18日効力発生、12月19日公布（条約第26号）

を検証する。本稿では、著者がこれまで調査を行ってきた 2 つのケーススタディー：1) 世界的な規模で無形文化遺産保護を目指すユネスコの活動、2) 日本における小型沿岸捕鯨の近年の変化を取り上げる。これらのケースにはユネスコ無形文化保護条約、国際捕鯨取締条約、さらに国連海洋法条約の 3 つの国際条約が深く関わっているが、それらの国際条約の検証に加え、条約により影響を受けている地域社会として、複数の無形文化遺産を継承するコミュニティ、さらに日本の捕鯨の町における変化を其々に検証する。これらの検証を通して、近年見られる国際社会と地域社会の機能的繋がり、またその繋がりから派生する変化、そしてそれらの変化の中で生きる人々の様子を明らかにしたい。

2. ユネスコ無形文化保護条約と地域文化

2003 年にユネスコ³総会で採択され、2006 年に発効した無形文化遺産保護条約は、2017 年 9 月現在、締約国数 175 か国を数えて、その広まりは目覚ましい。地域社会に長く伝承されてきた無形文化遺産の重要性を確認し、その保護を目指す本条約は、10 年足らずで国際的な認知を得たと言える。日本に於いては、2013 年に「和食：日本人の伝統的な食文化」が記載された事をきっかけに、広く一般に知られることとなった。条約の運用が始まって間もない本条約の運用状況は、国際社会と地域社会の相互関与を理解する上で、興味深いケーススタディーである。

ユネスコは教育、科学、文化の分野における協力を通して、世界平和を確立する事を目標として、様々な文化遺産保護のためのプロジェクトを展開してきた。1972 年には「世界遺産」で知られる「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage)」を制定し、世界各地に人類が継承すべき貴重な遺産として、「世界遺産」を登録し保護する事業を展開している。この世界遺産事業は文化遺産の重要性に対する理解を世界的に広めるとともに、ユネスコそのものの知名度を上げた (Aikawa 2004, 河野 2004, Aikawa-Faure 2006)。

ユネスコは広く世界遺産事業を展開するにつれて、文化的意義を持つ有形遺産を保護対象とする世界遺産保護の視点を、次第に、無形文化遺産にも向けるようになり、無形文化遺産の重要性を理解し、それらを保護しようとする動きを具体化して行った (Aikawa 2004, 河野 2004, スミーツ 2004, Aikawa-Faure 2006)。1997 年には「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言 (The Proclamation of Masterpieces of the Oral and Intangible Heritage of Humanity)」プログラムを開始し、また 2003 年に第 31 回 ユネスコ総会において「文化的多様性に関する世界宣言 (UNESCO Universal Declaration on Cultural Heritage)」を採択した。この世界宣言が採択された事により、無形文化遺産の果たす役割がより明確になり、同年に、無形文化遺産保護条約を制定するに至った。

無形文化遺産保護条約の制定に至るまでに日本が果たした役割は重要であった (Aikawa 2004, Aikawa-Faure 2006)。その当時ユネスコ事務総長が松浦晃一郎氏であり、その立場から、松浦氏は本条約の成立に向けた努力を先導した。また日本は文化財保護の分野に於いて、世界を先行

³ ユネスコ (国際連合教育科学文化機関, United Nations Educational Scientific and Cultural Organization) は 1946 年に国際連合の専門機関の一つとして創立された。その目的は、ユネスコ憲章に謳われているように「教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和を目指す」事である。

していた。それは日本が第二次世界大戦後、被害のあった無形文化遺産を保護するために法整備を行い、積極的に日本各地の文化財の保護を行ってきた故であり、その経験を世界の無形文化遺産保護活動に活かし、それを通して国際社会に貢献する事を目指した。これらのことから、本条約の成立、その後の運用における日本の貢献は多大であり、その努力はユネスコ始め世界各国に高く評価されている(スミーツ 2004, 宮田 2006, 2007, 2008)。

2003年に採択された無形文化遺産保護条約は、締約国が30か国に達した2006年に発効し、2010年には条約の運用が始まった。宮田(2006, 2007, 2008, 2010a, 2010b, 2012)七海(2012), 愛川・フォール(2010), 岩崎(2012)などが、条約、及びその運用の詳細を明記した運用指示書に関して詳しく報告している。加えて、日本政府の立場から、文化庁文化財部は無形文化遺産保護条約に関わる網羅的な分析を行い、特集記事として公表している(文化庁文化財部2014)。ゆえに、本稿ではそれらについて、詳細な検証は省き、本論に関わる条約の目的や代表一覧に関わる検証に限定する。

ユネスコ無形文化遺産保護条約の目的は、第1条4項に記され、第一に「無形文化を保護する事」、第二に「関係のある社会、集団及び個人の無形文化遺産を尊重する事を確保する事」、第三に「無形文化遺産の重要性及び無形文化遺産を相互に評価することを確保することの重要性に関する意識を地域的、国内的及び国際的に高める事」、そして第四に「国際的な協力及び援助について規定すること」である。つまり、無形文化遺産の重要性に対する理解を促進し、それを保護するための国際的な協力、援助を確立し、地域社会が継承してきた無形文化遺産の多様性を明らかにすることである。

条約では、それらの目的を達成するために、3つの一覧表への記載と1つの申請・承認制度を設けている。それらは「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」、さらに条約の精神を最も良く反映しているプロジェクトを記載する「グッドプラクティス」、加えて危機的状況にある無形文化遺産を保護するための「国際援助」の申請・承認制度である。その中でも、申請数が格段に多く、記載件数も多いのが「人類の無形文化遺産の代表的な一覧」(以降、「代表一覧」とする)である⁴。記載の可否を決定する政府間委員会において、「代表一覧」に対する各国代表団の注目度は極めて高く、毎年の委員会では、各国政府の文化政策担当機関の最高責任者たちが国家の威信をかけて議論を見守る情景が展開される(岩崎 2017)。その意味で、「代表一覧」に関わる議論こそ、地域文化としての無形文化遺産がユネスコという国際舞台へ立つことの意味、またその過程で起こる事象を検証するには相応しいと言える。

世界各地に地域文化として伝承されてきた無形文化遺産が、ユネスコ無形文化遺産代表一覧に記載されるまでの過程は極めてシンプルである。条約の締約国が責任を持って申請する事が前提となっている事から、最終的には国のしかるべき機関、日本政府であれば文化庁が申請を行い、政府機関の責任において申請書、及び必要な資料をまとめ、それをユネスコ事務局へ提出する。各国から提出されたこれらの申請書、及び必要な資料のみが審査材料となり、事前審査をする評価機関が条約、及び運用指示書に明記されている審査基準に照らし合わせて、記載・不記載・情報照会の判断をし、審査結果を政府間委員会に勧告する。その勧告をもとに、政府間委員会は記

⁴ 現在、「危機リスト」へは52件が記載され、「グッドプラクティス一覧」は19件、「代表一覧」には399件が記載されている。

載に関する最終的な判断を行う。

無形文化遺産の事前審査の過程で、現地調査がないという事は特徴的である。つまり、世界遺産の審査とは異なり、無形文化遺産の審査では、申請された無形文化遺産の価値を審査するのではなく、あくまでそれがユネスコ無形文化遺産保護条約で定義されている「無形文化遺産」であり、その条約の精神を反映したものであるかどうかを、申請書上で判断するということである。それにはいくつかの理由があるが、その最も重要なものは、無形文化遺産は地域住民にとってその価値が意識されるものであり、外部から検証してその価値を判断するものではないという前提がある。つまり、ユネスコ無形文化遺産として「代表一覧」へ記載するのは、地域外部の評価機関や政府間委員会がその価値を評価したためではなく、世界各地の地域社会で受け継がれてきた無形文化遺産が地域の人々にとって重要である事を理解したためである⁵。このような文化遺産を代表一覧に記載することにより、地域に継承されてきた無形文化遺産を保護し、その結果、世界各地に多様な文化遺産が継承されていく。本条約では、これらの無形文化遺産の重要性を相互に理解しあい、その多様性を誇りとする世界にこそ、恒久的な世界平和を築くことが出来るとしている。

具体的に申請書の事前審査を担当するのは 12 人の専門家から成る「評価機関」である⁶。これらの専門家が個々の申請書を審査する拠り所となるのが条約であり、さらにそれを詳細に説明した運用指示書である。「代表一覧」に関する審査基準は 5 つあり、それぞれ以下の通りである：

- 1) 申請案件が条約第 2 条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
- 2) 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する意識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し、且つ人類の創造性を保証することに貢献するものであること。
- 3) 申請案件を保護し促進することができる保護処置が図られていること。
- 4) 申請案件は、関係する社会、集団、及び場合により個人の可能な限り幅広い参加および彼らの自由な事前の説明を受けた上での合意を伴って提案されたものであること。
- 5) 条約第 11 条及び第 12 条に則り、申請案件が提案締結国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

これらの審査基準はユネスコ事務局が用意する申請書に明記されており、それぞれの項目はさらに小項目に分けられ、各基準に沿った具体的な質問が用意されている。つまり、申請書には上記の審査基準をかみ砕いた具体的な質問が用意され、申請者はそれらの質問に答える事で申請書が完成する様式になっている。審査のポイントは、申請書に書かれている内容が、条約が求める無形文化遺産であるかどうか、つまり運用指示書に記載されている上記の 5 つの基準をみたしているかという事が問われている。

5 つの審査基準の中の第一番目の審査基準では、「申請案件が条約第 2 条に定義された無形文化遺産を構成すること」と明記されているが、条約では次の第 2 条に無形文化遺産の定義を明記している。この定義によると：

⁵ 世界遺産と無形文化遺産の違いについては河野（2004）が詳細に論じている。

⁶ 現行の「評価機関」の制度は 2015 年度から始まり、4 年間任期で評価機関メンバーの全体の 4 分の 1 に当たる 3 名のメンバーが其々の年の政府間委員会で改選される。6 地域の其々から、非政府団体（NGO）に推薦を受けた専門家と、締約国政府から推薦を受けた専門家、各一人、総計 12 人の専門家が事前審査にあたる。

無形文化遺産とは 慣習、描写、表現、知識及び技術、並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び個人によって自己の文化遺産の一部として認めるもの。

これらをより日常的な言葉で表現すると、無形文化遺産とはその担い手であるコミュニティやグループ、個人にとって、自分たちのものであるという自覚があり、地域の人々によって伝承されているということである。無形文化遺産が人々の生活から切り離されて、観客に見せる物としてエンターテインメント化するのではなく、地域の人々の生活の一部として、継承され、今生きる人々にとって意味のある文化遺産であることが重要である。

5つの審査基準を物差しとして、評価機関により事前審査が行われ、その結果が評価機関からの勧告として公開される。そして、毎年開催される政府間委員会において、記載の可否が議論され、最終的な決定が下される。審査に関わる議論のいずれの段階でも、一貫してこれらの5つの審査基準を元に記載の可否を議論することから、これらの基準はユネスコという国際機関が示す「無形文化遺産に求められる条件」と言える。言い換えると、長い年月をかけて継承されてきた祭りや踊りなどの無形文化遺産が、ユネスコの代表一覧に記載されるためには、これらの条件を満たす必要がある。少なくとも申請書の中に、これらの条件を満たす内容が、評価機関と政府間委員会が理解できる形で書かれていなければならない。

代表一覧への記載の可否を判断するための審査という作業を詳細に追っていくと、明らかに「国際社会が無形文化遺産に求める要件」が見えてくる。具体的には、申請書の第1番目の審査基準の小項目として、「本案件のいずれの部分にも、現行の国際人権規約に沿わない部分、あるいはコミュニティ、集団そして個人との相互尊重に寄与しない部分、また持続的発展に沿わない部分がありますか」という問いがある。つまり、ユネスコは国連の一機関であることから、国連が提唱する様々なアジェンダに触れていないかどうかという問いである。その顕著なものとして「国際人権規約」が挙げられているが、つまりは、申請されている無形文化遺産には「国際人権規約」に書かれている内容に反する要素がないかを答える必要がある。また国連が提唱する「持続的発展」を妨げるような要素がないか。さらに複雑なのが「コミュニティ、集団、そして個人の相互尊重に寄与しない部分」であり、この設問は漠然と他の集団を尊重する妨げとなるような要素がない事を確認している。この項目では、例えば、動物を扱う祭りや行事が動物福祉に反すると捉えられる可能性がある場合、動物福祉を重要だと捉える人々と、これらの祭りの伝承者がお互いの動物に対する意識を尊重できるかという問題になる。

岩崎(2017)は2014年の政府間委員会の議論の中から、これらの条件が代表一覧記載の妨げになった2つの事例を取り上げ、分析している。第一に中国が提案した「彝族のたいまつまつり」に関わる議論である。彝族が毎年行う先祖供養と豊作祈願の祭りであるが、評価機関による事前審査で問題になったのは、祭りの中で行われる「動物を戦わせる行為」であり、勧告には「この行為は異なるセンシティブティティーを持つ人々との共生を可能にするかという問題に関して、説明が不足している」とある。つまり、申請書の説明では、動物福祉を重視する欧米諸国の人々に、この行為の重要性を理解させるには不十分であり、問題となっている行為は動物福祉を尊重する他地域の人々を不快にさせる可能性があるゆえに、ユネスコ無形文化遺産として記載するためには、この点に関する更なる説明が必要であるという指摘である。この勧告に対して、政府間

委員会では長時間にわたる議論があり、中国代表団の一員として同席していた彝族の代表からも追加の説明があった。しかし結論は変わらず、指摘された問題に関する説明が不足であるとして、代表一覧への記載を見送る事となった。その後、中国政府は「彝族のたいまつ祭り」の再度の申請は行っていない。

岩崎(2017)が分析したもう一つの事例は、サウジアラビアが申請した「アル・ラダン、アル・ナジドヤー、サウジアラビアのダンス、太鼓と詩」である。この踊りと歌のパフォーマンスは、現在、結婚式などの社会行事で行われているが、かつては戦いの士気を高める時や戦勝を祝う時に演じられたものである。それゆえに剣を振るって戦いを誘うような踊りが含まれることから、評価機関は「戦い」「暴力」「戦争」などの行為と関連していると判断し、代表一覧に記載不可と勧告した。注目すべきは、評価機関の勧告ではさらなる説明を求めているのではなく、代表一覧の記載は不可であるという厳しいものであるという点である。その後の政府間委員会での白熱した議論の結果、提案国からの説明などを考慮して、評価機関の勧告である記載不可を覆して、十分な説明を加えて再申請することを促すこととなった。これらのいずれのケースも、代表一覧の審査基準1に触れる問題である。このような事例は、代表一覧への記載の可否を決める審査の過程で、提案書に書かれた内容が審査基準を満たさない可能性があることから派生する議論であり、ユネスコという国際社会が地域社会で長年継承されてきた儀礼や行事の形態やその意図の是非を問うケースである。つまり、個々の無形文化遺産がユネスコという国際舞台に立つためには、それぞれが条約の精神に沿った形態や意図を持ち合わせていなければならないという事を表している。

ユネスコ無形文化遺産保護条約を一つの国際社会と捉えた時に、その国際社会が下す判断が地域文化及び、それを継承して生きた地域社会に及ぼす影響が計り知れない。飯田(2013, 2017)はマダガスカルのザフィマニリの人々が継承してきた木造家屋とそれに伴う特別な木彫りが、2003年にはユネスコにより「人類の口承および無形文化の傑作」に記載され、2008年には無形文化遺産代表一覧に記載された事により、様々な要因で地方文化が変化していく様子を報告している。それらの要因は主に、木彫りが商品化することにより、外部からの現金経済が浸透してきた事に起因している。飯田は地域社会で起きている現象を「商業化」「模様のアイコン化」「新たな形状と様式」「工具と素材のイノベーション」「職人から作家へ」と分析し、地域社会に貨幣経済が定着することにより、ザフィマニの木彫りが生活用具としての「生存のための文化」から、「鑑賞のための文化」と変質していく様子を報告している。これらの変化には、ザフィマニ社会の経済的基盤の変化に伴い、さらには木彫りの材料となる樹木資源の枯渇の危険性が高まるなどの、地域社会における複雑な変化を報告している。

クートゥマ(Kuutma 2012)は2009年に代表一覧に記載になったエストニア提案の「セト・レーロ、セトの多声音楽の伝統」を取り上げ、記載を機に、無形文化遺産のあり方が変わって行った状況を説明している。「セト・レーロ」は個人が即興的に作り謳う伝統音楽として受け継がれてきたが、無形文化遺産として全国的・世界的に知られるようになり、次第に個人の物から、地域、国家の物へと変化していく様子を分析し、地域文化が「文化遺産化する」過程で、個人の存在が薄れて、地域の共有遺産と見なされ、ついには、国際社会でエストニアという国を代表する国家遺産と見なされるようになった事を報告している。

菅(2017)は長年調査を行っていたフィールドにおいて、ユネスコ無形文化遺産に関する情報を提供した事から起きた、一連の出来事を紹介している。実際は実体のない単なる情報が、地域

社会に理解のずれを生じながら、予期しない波紋を及ぼす様子を分析して、「グローバル・レベルで立ち上がり、ナショナル・レベルで再構成された無形文化遺産という言葉はローカル・レベルに沈降し、さらにパーソナル・レベルへと浸透する…」(2017: 93)と表現し、今や「ユネスコ無形文化遺産」という言葉が国家レベル、さらには地域レベルを一気に超えて、個人の行動を引き起こさせる威力があると指摘する。言い換えると、実態を伴わないユネスコ無形文化遺産に関する一つの情報でさえ、地域社会を揺るがすインパクトを持つ事を示している。

菊地(2013)はユネスコ無形文化遺産保護条約の運用が始まった初期の頃に、地元の伝統的行事が代表リストに記載されたある地域社会の様子を報告し、突然に国際舞台に立たされた地域社会の戸惑い、それに続く変化について報告している。戸惑いは奥能登で昔から各農家が収穫感謝のために行われてきたアエノコトと呼ばれる素朴な儀礼が、代表一覧に申請されるという段階から始まった。この背景には日本の文化財事業の事情が関わっているが⁷、菊地は代表一覧への記載を機に、地域の人々が様々な形でアエノコトを復活しようとする努力を紹介、「ユネスコ無形文化遺産」というお墨付きが、地域社会において、文化遺産を活性化する一つの資源となっているとまとめている。

ユネスコ無形文化遺産保護条約の運用において、国際社会から及ぶ地域文化への影響は、今後、さらに拡大する事が予測される。2016年の第6回締約国総会において、前年に国際連合が採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を運用指示書に取り込む事が話し合われ、その結果、30項目に及ぶ新たな項目が追加された。これにより、締約国は無形文化遺産保護と持続可能な開発を機能的に結びつける義務が負わされるが、それから派生してくる課題は想像を超える。特に国際連合の2030アジェンダが包括する社会開発、食糧安全保障から恒久的平和に至るスコープの広さを考えると、これらの新しい要素が今後、締約国の無形文化遺産保護政策に及ぼす影響は計り知れない。

3. 日本における小型沿岸捕鯨の近年の変化

捕鯨問題は鯨資源管理の問題から出発し、その過程で国際政治や動物倫理、さらには文化論をも巻き込んで、複雑怪奇な問題へと発展してきた。その原点にあるのは、国際捕鯨取締条約および国連海洋法条約などの国際的な取り決めとその運用機関であり、さらにそれらの条約の運用の結果、日々の暮らしに影響をうける地域住民たちである。しかしながら、その中間には多種多様な利益を求めて介在・介入する、国家や国家間のやり取り、様々な非政府団体(NGO)や非営利・営利の様々な団体がある。このような複雑な問題をその原点に絞り込み、国際社会と地域社会の関わりという視点で分析することにより、国際社会における取り決めが直接的に、地域社会に影響を与えている現状を明らかにすることが出来る。本稿では、現在も操業を続ける日本における唯一の捕鯨業である小型沿岸捕鯨業に焦点をあてて、国際社会と地域社会の関わりを検証する。小型沿岸捕鯨の基地として役割を果たしてきたのは、北海道の網走市、宮城県石巻市の鮎川浜、千葉県和田浦町、和歌山県太地町の4か所であるが、その中から、現在、小型沿岸捕鯨業者の中心基地として機能している宮城県石巻市鮎川浜と、他の3か所とは異なり、ツチ鯨漁の400年の歴史を持つ、千葉県和田浦町の2か所を取り上げて、これらの地域社会に継承されている捕

⁷ その状況については菊地(2017)の「3. 日本政府の対応」を参照して頂きたい。

鯨の伝統が国際捕鯨取締条約を運用する国際機関である国際捕鯨委員会の決定によって、深刻な影響を受けている状況を検証する。

1946 年に捕鯨産業の健全なる育成と鯨資源の保護のために締結された国際捕鯨取締条約にもとづき、1948 年には 15 カ国の捕鯨国が集まり、その条約運用のために国際捕鯨委員会を設立した (Akimichi et al. 1988, 岩崎 2016,)。1951 年、伝統的網捕り式捕鯨の時代を経て、日本は近代捕鯨技術による食糧安全保障をめざして国際捕鯨委員会に加盟し、国際レベルでの捕鯨管理システムの下で、捕鯨を継続する一歩を踏み出した。鯨油の生産を目的とするアメリカ合衆国、その他の捕鯨国とは異なり、日本は鯨食文化の伝統を継承して、食糧供給のための捕鯨産業を目的とした事は、その後の国際捕鯨委員会の変化を理解する上で重要な要因である。鯨油に代わる代替エネルギー源として石油が発見され、主要エネルギー源として普及するとともに、多くの捕鯨国は捕鯨業から撤退して行った。しかし、鯨資源を食糧源とする日本では、捕鯨業は引き続き重要な産業であった。特に、第二次世界大戦後の食糧難の時代に、鯨肉・脂が貴重な食料資源として人々の生活を救った事は、多くの日本人の記憶に刻まれている。日本における戦前・戦後の近代捕鯨の歴史を通して、南氷洋等の遠洋捕鯨業、大型沿岸捕鯨業、小型沿岸捕鯨業の 3 種類の捕鯨が行われ、日本各地域に継承される鯨食文化を支えた。

石油という代替エネルギー源の発見に伴い、アメリカを始めとする国際捕鯨委員会の加盟国が次々と捕鯨産業から撤退していくと、まもなく 1970 年代に入り、捕鯨に対する国際世論が反捕鯨へと展開し始めた。1972 年、国連の環境会議を舞台として、鯨資源の枯渇を理由に捕鯨産業の縮小への動きが始まり、その影響は国際捕鯨委員会にも及んだ (Akimichi et al. 1988, 岩崎 2016, 森下 2012)。鯨資源の枯渇を懸念する議論が国際捕鯨委員会で展開すると、国際捕鯨委員会は議論が不十分なまま、1982 年には全海域の全種の大型鯨類に対し「商業捕鯨停止」の決定をくだした。この決定は科学的な根拠に欠けるばかりでなく、1970 年代に急増する新規メンバー国の多くが反捕鯨の立場を取ることににより、数の上での政治的な決定として「商業捕鯨停止」が採択されたと言える。「商業捕鯨停止」に至る一連の政治的な議論の展開は多くの研究者によって分析され、報告されている (Freeman 2001, 岩崎・グッドマン 2005, 森下 2012, Goodman 2013)。その当時の主要な捕鯨国はロシア (当時のソビエト連邦共和国)⁸、ノルウェー⁹、アイスランド¹⁰と日本であり、その他エスキモー捕鯨など小規模な先住民捕鯨が各地で行われていた。主要 4 か国はそれぞれに異議申し立てを行ったが⁸、日本は 1987 年には異議申し立てを撤回し、その年の漁期を最後に商業捕鯨を中止している。

現在、日本で行われている商業捕鯨は小型沿岸捕鯨のみである。但し、国際捕鯨取締条約が管理対象とする鯨類は捕獲が禁止されていることから、それまで小型沿岸捕鯨が捕獲対象としてきたミンククジラの捕獲は禁止され、国内管理されている小型鯨類に限定して、日本沿岸で捕鯨を行っている。小型沿岸捕鯨業に加えて、日本は国際捕鯨取締条約 8 条で全ての加盟国に許可され

⁸ ロシアは商業捕鯨から撤退し、先住民に許可されている「先住民・生業捕鯨」の枠で、チュコツカ地域の先住民族が自給のために捕鯨を継続している。

⁹ ノルウェーは異議申し立てを撤回せずに、自主的に商業捕鯨を中止したが、1992 年に商業捕鯨再開を宣言した。国際捕鯨委員会は「商業捕鯨の停止」の決定以降、捕獲枠に関わる議論は行っていないため、ノルウェーは、現在、自国でミンククジラの捕獲枠を決定し、商業捕鯨を継続している。

¹⁰ アイスランドは 1992 年に国際捕鯨委員会を脱退し、2001 年に「商業捕鯨の停止」には従わないという留保付きで、再加盟した。ノルウェー同様の理由で、現在は自国で捕獲枠を決定し、商業捕鯨を再開している。

ている調査捕鯨を継続している。調査捕鯨は商業捕鯨再開へ向けた資源調査であり、南氷洋と北西太平洋の2つの海域で調査活動を展開している (Goodman 2013, 森下 2012, 岩崎 2016)。この調査捕鯨に関しても、国連の主要機関の一つである国際司法裁判所が調査のための捕獲頭数の根拠が不明瞭であることを指摘するなど、司法の分野でも国際社会は地域文化に確実に影響を与えている¹¹。

「商業捕鯨中止」の決定後、捕鯨国は捕鯨存続のために様々な動きを展開した。先住民族の捕鯨を抱える国は、1982年には早々と、国際捕鯨取締条約の中に新たな資源管理カテゴリーとして「先住民・生存捕鯨」を設置し、先住民による捕鯨の存続を確保した (岩崎 2011)。しかし商業捕鯨の継続を求める国々は、それぞれに異なる状況にあった。それは、国際捕鯨取締条約により「商業捕鯨中止」という制限を受けるのみならず、「海洋法に関する国際連合条約」(United Nations Convention on the Law of the Sea)の締約国は、国際捕鯨委員会を脱退して、その制限から逃れるという選択肢はなかったからである。国連海洋法条約を批准した国々は、その第64条にある「高度回遊性の海洋資源」に関わる規定により、鯨等の回遊性が高い魚資源の利用に際しては、自国のみの管理ではなく、適当な国際機関を通して、資源管理・利用を行うという拘束がある。つまり、鯨資源を管理する国際機関はその当時国際捕鯨委員会のみであったことから、日本を始めとする捕鯨国が商業捕鯨再開を目指す場合、国際捕鯨委員会に留まって、「商業捕鯨中止」が撤回されるのを待つか、あるいは国際捕鯨取締条約に代わる国際条約の下に、その運用機関を新しく設立するという2つの選択肢しかないという事である。実際にノルウェーとアイスランドは2つ目の選択肢を選び、1992年、新たな国際機関として「北大西洋海産哺乳動物委員会」を設立している¹² (岩崎 2011)。1982年の「商業捕鯨中止」の決定は、その後撤回されることなく、現在に至るまで有効である。

1982年、国際捕鯨委員会の「商業捕鯨中止」の決定を受けて、日本の大規模な捕鯨会社は廃業したり、その捕鯨部門を閉鎖した。一方、4つの小型沿岸捕鯨業社は廃業という道を選ばずに、「商業捕鯨の中止」の決定が撤回されるのを待つと言う選択をした。小型沿岸捕鯨業者はその主要な部分であるミンククジラを失ったが、操業の合理化を図る事により、国内管理されている小型鯨類を捕獲する事で、操業を継続する決定をした (Akimichi, et.al 1988, 岩崎・グッドマン 2005, 岩崎・野本 2012)。

国際社会での取り決めによって、深刻な影響を受けた小さな捕鯨の町の現状は、あまり知られていない。その中でも宮城県石巻市の鮎川浜では、小型沿岸捕鯨業が「商業捕鯨中止」という制約を受けた1980年代当時には3つの捕鯨会社が合計3隻の船を構え、他の3つの地域の捕鯨業者と年間平均320頭のミンククジラの捕獲枠を与えられ、地域の食文化を支えていた。しかしミンククジラの捕獲禁止により、捕獲出来る鯨はこの地域では馴染みの薄いツチ鯨とゴンドウ鯨等となり、地域に根ざした鯨食文化は、否応なく変化を強いられた (岩崎・グッドマン 2005, 岩崎・野本 2012)。また操業の合理化により、鮎川浜の捕鯨業者は他の3地域の捕鯨業者との共同経営を始めた事により、従業員の削減や鮭の養殖業などへの事業の転換などの、経営上の変更

¹¹ Goodman (2017) はこの判決に解釈について、詳細な分析を行い、その結果を発表している (www.hague-justiceportal.net)

¹² アイスランドとノルウェーは北大西洋海洋哺乳動物管理委員会を設立した後も、国際捕鯨委員会に留まり、同時に新委員会の運営に関わっている。

に踏み切らなければならなかった。その苦境にあっても、鮎川浜の人々は商業捕鯨の再開を待ち望んだ。その当時の様子は、カナダ、イギリスなどの研究者により調査・分析されて、日本政府からの報告書として、国際捕鯨委員会に提出されている (The Government of Japan 1997)。

2011 年 3 月、鮎川浜は未曾有の地震・津波に襲われた。後に東日本大震災として知られるこの大地震の震源地に最も近い町が鮎川浜であった。東北地方の広い地域に、壊滅的な被害を与えた大震災は、鮎川浜を基地とする捕鯨業者に甚大な被害をもたらした。2011 年当時、すでに鮎川浜には¹³、3つの小型沿岸捕鯨業社が捕鯨基地や加工場を構え、加えて北西太平洋沖で毎年春に行われる調査捕鯨の拠点として機能していた。当然ながら、鮎川浜にあった捕鯨関連の施設や捕鯨船までもが深刻な被害を受けた。鮎川浜は小型沿岸捕鯨業によって成り立っている町であり、被災した捕鯨業者の決断はその後の町の運命を左右するものであった。素早く、操業の再開を決めた捕鯨業者の一人は当時を振り返り言う：

町が流され、社屋が流され、絶望の淵にたたされた我々が目にしたもの、それは残った鯨解体所の骨組みと奇跡的に流れ着いた捕鯨船だった。鮎川という土地そのものが、鯨を捕らせてくれと言っているように見えた。船を修理し、解体所を再建し、鯨が一頭捕れた時のあの感動は今でも忘れません。

(MAFF TOPICS)

地域全体がまだ大混乱にあり、人々が避難所から仮設住宅に移ろうとしていた 2011 年の秋には、小型沿岸捕鯨船が操業を始めた。その時の様子を朝日新聞は「捕鯨の灯、再び 石巻・鮎川港」と題して、震災の被害に失望している地域の人々を勇気づけている様子を伝えている (朝日新聞 2011 年 11 月 15 日)。

東日本大震災以降の鮎川について多くの研究者が文献調査や聞き取り調査を行っている。それらの集大成が 2017 年 8 月に『石巻学 vol.3』(石巻学プロジェクト 2017)として出版されている。その中で震災直後から調査を行ってきた加藤幸治氏や赤嶺淳氏が、捕鯨が其々の地域の歴史、経済、文化の核であり、現在においても、地域住民はミンク鯨を含めた小型沿岸捕鯨業の復活を求めている事を明らかにしている。特に鮎川捕鯨コミュニティーの人々にとって、大規模震災からの復興の礎として、鯨や捕鯨業が不可欠である事を指摘している。

千葉県和田浦には 400 年の歴史を持つこの地域独自の捕鯨業の伝統がある (Akimichi et al. 1998, 小島 2012) この地域の小型沿岸捕鯨業は、醍醐家初代定明によって始められ、手投げ鉈で突き捕るという特殊な方法で、ツチ鯨を捕獲した。その歴史は代々受け継がれ、明治維新にまで続いた。しかしアメリカ捕鯨船の日本沿岸への進出により、この海域の鯨資源は枯渇に迫りやられ、醍醐家の捕鯨業は途絶えた。後に近代捕鯨の時代になり、いくつかの捕鯨業者が操業の再開を試みるが、実際に安定したツチ鯨漁が行われ、現在に至る基盤が出来たのが 1948 年頃であった。その当時、小型沿岸捕鯨は許可漁業となり、大臣許可制で管理されるようになり、いち早く小型捕鯨業の許可を得た外房捕鯨が千葉県和田浦町に捕鯨基地を構えて現在に至っている。

¹³ 2005 年の町村合併以降、牡鹿町が石巻市牡鹿総合支所として石巻市に吸収合併されたことにより、牡鹿町鮎川浜は石巻市鮎川浜と変更された。

他の3つの小型捕鯨基地とは異なり、和田浦での小型沿岸捕鯨は地域に古くから伝わる「タレ」¹⁴と呼ばれる料理からなるこの地域独特の食文化を支えてきた。その基本食材は他の地域では好まれないツチ鯨であり、これは地域性の高い鯨食文化の特徴でもある (Akimichi et al. 1998, 小島 2012)。1987年以降の「商業捕鯨中止」の決定による影響は、小型沿岸捕鯨業として4地域の連携で操業を行っていた和田浦の業者にも及んだ。和田浦に本社を構え、鮎川浜にも加工場を持つ外房捕鯨の責任者は、小型沿岸捕鯨業の困窮した状況は1987年以降、急激に進んだと言う (庄司 2009, 聞き取り 2013年7月13日)。捕鯨は鯨を捕獲する技術だけでなく、鯨を解体し、製品化していく行程で、高度に専門的な技術を必要とする。それゆえに捕鯨産業は、小型沿岸捕鯨・遠洋捕鯨・大型沿岸捕鯨のいずれもの捕鯨業者が連携する事で、その専門技術を保持する事が可能であった。しかし、遠洋捕鯨業や廃業になり、大型捕鯨業者も捕鯨部門を閉鎖するにつれて、捕鯨に必要な技術の継承が非常に困難になった。その上、鯨肉価格の下落などで、震災前にすでに経営困難であった事を指摘している。

和田浦の外房捕鯨の責任者は、このような状況にありながらも、小型沿岸捕鯨の社会・文化的重要性を国際世論に訴え続けて、鯨や捕鯨業に関する勉強会や講演会、討論会などの様々なイベントを開催している (外房捕鯨ホームページ)。それらの努力の一環として、ツチ鯨漁のシーズン中には、捕獲された鯨の解体を一般に公開し、また海外メディアの取材には積極的に対応し、その記事やビデオを公開している。外房捕鯨の責任者は、「商業捕鯨中止」の決定が覆り、ミンクジラの捕獲も含めた操業の復活のみが、小型沿岸捕鯨の将来へ向けた可能性に結び付くと言う (聞き取り 2013年7月13日)。

2011年3月、すでに衰退していた小型沿岸捕鯨業を襲った東日本大震災は、業界全体に衝撃を与えた。それはその当時、千葉、和田浦の業者も含めて、鮎川浜が捕鯨拠点であり、大部分の事業をそこで展開させていたからである。外房捕鯨の責任者は震災直後の3月24日に鮎川浜へ行ったという (聞き取り 2013年7月13日)。瓦礫と化した鮎川浜で、「震災直後に船を動かしたのは、地元に明るいう出来事だった」と言う。鮎川浜では、復興の努力の一つとして、復興商店街を開いたが、その中の店は食堂や商店など、ほとんどが鯨に関連した商品を扱っている。復興商店街の様子は、鮎川浜の震災からの復興が捕鯨に託されている事を表しているが、その一方、「商業捕鯨中止」が撤回されないまま、苦しい経営を続けて行く現状であり、小型沿岸捕鯨業にはまだ先がみえない。

4. 国際社会と地域社会の不可分な関わり

本稿ではユネスコ無形文化遺産保護条約に関わる事例と小型沿岸捕鯨の事例の分析を通し、近年の国際社会と地域社会の関わりを検証した。その結果、個々の地域社会で継承されてきた地域文化が、国家の外交上の政策により国際社会からの力が加わり、その力が地域社会に変化を起こしている事が明らかとなった。そこには質的に、また量的に異なる強制力が働き、それによる結果も大きく異なる。加えて個々の事例で明らかのように、地域社会の在り様によって、外部からの力が引き起こす変化にも差異がみられる。しかしながら、いずれの事例でも、地域社会、そし

¹⁴ タレとはツチ鯨をスライスし、醤油等で味付けし、その後、天日干したものであり、古くから各家庭で作られてきた。

てそこで育まれた地域文化は、明らかに国際社会からの影響の下におかれている。

本稿で取り上げた事例に共通している事は、第一に、国際社会からの影響が地域社会に於いて「意図しなかった変化」を産み、「意図しなかった結果」に至っているという事である。ユネスコ無形文化遺産の事例で紹介されたマダガスカル事例では、代表一覧の記載が地域経済の基盤を変えてしまうような変化をもたらす事は、誰にも予想が出来なかっただろう。また中国の彝族の人々は自分たちが長い間継承してきた儀礼の一部が、はるか海を越えた国の人々を不快にさせるとは思ひも及ばなかったであろう。小型沿岸捕鯨の例では、「商業捕鯨の中止」という決定が、30年経過した現在に至るまで地域社会の存亡を左右することになるとは予測されなかったのではないか。

次に、国際社会と地域社会の関わりは圧倒的にトップダウンの関係であり、何らかの変化の力がかかるのは国際社会であり、その影響を受けるのが地域社会という関係がある。さらにその国際社会は多くの国が密接に関わり合う外交というネットワークで結ばれていて、そこに地域社会が介入して影響を及ぼす事は難しい。クントゥマが分析する「セト・レーロ、セトの多声音楽の伝統」の事例は、個人の独創性を表現する方法であった即興的な歌が、代表一覧に記載された事から、その形態が変化し、個人の所有物が国家の物へと変化して行く過程を説明している。また日本の小型沿岸捕鯨の事例は、まさに国際社会から突き付けられた決定であり、日本政府が存続に向けた努力をしてきてはいるが¹⁵、「商業捕鯨中止」の決定が覆る事も、小型沿岸捕鯨に対する救済枠が与えられることもないまま現在に至っている。

これらの事例に見られる重要な点は、条約やその運用機関である国際機関は顔を持たない概念とそれを運用する人々の集合体という複雑な政治機関であり、一方、地域社会とはそこに長年住んでいる生活者で構成される共同体であり、その一人一人が顔を持ち、地域住民として主体性のある個人であるという事である。本稿6頁で、菅の論文を引用しているが、まさに国際社会から持たされる影響が、地域社会の個人を刺激して、その個人を動かしてくのである。しかも地域社会に根ざした住民たちは、多くの場合は、その地に今も将来も継続して住んでいくという事である。地域経済の基盤としての捕鯨業と、地域を社会・文化的に結びつけている文化活動との機能的な違いがあるとしても、いずれの事例でも、国際社会から影響を受けているのは、地域の人々の生活であり、そこに根を張った地域文化であり、それは世代を通して受け継がれてきた複雑な知識なのである。それらのいずれもが、生活に根ざした知識であり、地域住民が主体的に継承してきた活動である事に注目する必要がある。

ユネスコ無形文化遺産保護条約では、確かに、地域住民の主体性を尊重する必要性が明文化されている。それは本稿4～5頁にかけて紹介している無形文化遺産の定義と代表一覧の評価基準で、無形文化遺産の継承者たちにとって社会・文化的に重要である事が意識されている事、またそれらの人々が主体的に申請のプロセスに関わっている事である。申請書では、より具体的にそれらの人々が申請に合意している事を証明する合意書の添付が必要条件となっている。言い換えれば、ユネスコ無形文化遺産保護条約では、無形文化遺産である一つの条件として、その文化活動の継承者たちがその文化活動が共同体としての核であり、それをユネスコの代表一覧に記載する

¹⁵ 小型沿岸捕鯨の存続へ向けて日本政府が国際捕鯨委員会に提出したレポートは、*Papers on Japanese Small-type Coastal Whaling Submitted by the Government of Japan to the International Whaling Commission 1986-1996* (The Government of Japan 1997)にまとめられている。

重要性を意識して、申請のための活動をするという、ボトムアップの申請である事を必要条件としている。地域住民の主体性を尊重し、代表一覧への記載が、地域住民の主体的な活動に活かされることにより、国際社会からの影響が地域の人々にとって「資源」となり、その事が地域の活力を生み出す事が期待されている。

小型沿岸捕鯨の事例は、地域住民の主体性を焦点に考えると、さらに興味深い。資源管理という圧倒的強制力を持つ決定がトップダウンで下された時、捕鯨の町の人々はその決定に従いつつも、経営の合理化で一時期をしのぎ、商業捕鯨の再開を待つという選択をした。これらの人々にとって、捕鯨は単なる経済活動ではなく、地域共同体の社会・文化的機能を持つ、まさにアイデンティティーの核であり、そのアイデンティティーを保持する事を主体的に選択したのである。そして皮肉にも、東日本大震災で町自体が物理的に崩壊し、瓦礫の中に佇んだ鮎川浜の人たちは、捕鯨を基盤としたアイデンティティーを拠り所として町の復興を目指し、地域の未来を「商業捕鯨の再開」に託したのである。また400年の伝統をもつツチ鯨漁を、現在も継承する和田浦の捕鯨者は、経営上の困難を抱えつつも、地域文化の核である捕鯨業を継承し続け、国際社会へ向けて捕鯨産業の重要性を訴え続ける。この努力は皮肉にも、国際社会からトップダウンで下された「商業捕鯨中止」という決定に対し、地域社会から、しかも一個人がボトムアップで情報発信することにより、国際社会を変えて行こうとする努力である。

地域社会の持続的発展に向けたモデルを模索して、熱く議論をしたのは1980年代であった。当時、博士論文を書いていた筆者は、鶴見和子(1989)が次々に発表する「内発的発展論」に関する論文を読み、持続的発展の要因として、社会・文化的な継続性や地域住民の主体的参画等が必要であるとの指摘に大いに共感した事を思い出す。中でも、外側からもたらされた変化の力を受け入れるか否かは、地域社会を構成する人々の意識的選択によるとする鶴見の議論に、このモデルの有効性を確信したものである¹⁶。ここで新たに「内発的発展論」を論じるつもりはないが、地域社会の持続的発展を考える上で、説得力を持ち続ける理論モデルである事を再確認したい。

本稿で取り上げている事例には、一貫して、国際条約という変化要因がある。これは「内発的発展論」が論じられた1980年代には十分に考慮されていなかった要因である。国際条約とその運用機関が極度に政治化してしまった悲劇的な結末は、言うまでもなく、小型沿岸捕鯨の事例に現れている。しかし、ユネスコ無形文化遺産保護条約のケースは、その運用を再考する事で、地域社会の持続的発展に活かす事が容易に可能である事を指摘したい。それは、国際条約の下で、「代表一覧への記載」という「お墨付き」を得る事は、地域発展のための「資源」となる可能性をもった要因であるからである。加えて、ユネスコ無形文化遺産保護条約の目的そのものが、文化遺産を保護し、多様性を構築しようとするものである。それ故に、確固としたアイデンティティーで統合された地域社会が、「記載」という国際社会からの影響力を活かす事ができれば、その文化活動を継承する事を通して、地域社会の安定した将来を描くことが可能になるのは明らかである。

第一に文化の多様性を構築する事を目的とするユネスコ無形文化遺産保護条約が、条約の精神に沿って運用を行うために、今一度、「地域住民の主体性」を問い直すことが必要である。それは無形文化遺産の価値は継承者である地域住民によって確認されるものであり、部外者が何らか

¹⁶ 「内発的発展論」は近年、「ネオ内発的発展論」として、農村開発などの分野で再び注目されている(中川, 他 2013, 杉山, 他 2016)。

の判断を行うものではないという前提に立つと、当然の事ながら、ある行為を条約に示される抽象的な基準に照らし合わせて、拒否する事があり得ないはずである。文化の多様性は価値の多様性であり、複数の価値体系を認める事が多様性を構築することになる。この視点を誤ると、ユネスコ無形文化保護条約は「文化の画一化」という過ちを犯してしまう可能性がある。つまり、地域文化が代表一覧に記載されるために、条約で示す形態に変容する、あるいは記載された事により、地域文化の意味や形態が変わって行くという危険性がある事を指摘したい。

「地域住民の主体性」を尊重する事は、それほど困難なことではない。それは現行の運用方法は提出された申請書に書かれた内容に限定して、審査を行っているからである。提案書を書いた文化遺産継承者たちの文章表現が不十分であれば、それを修正していく過程の中で、部外者が理解できる表現に高めて行く事が可能である。つまり、現行の審査では文化遺産の価値そのものを問うものではないとしながらも、提案書を修正していく過程で、価値の多様性が可能になるための表現上の努力を途中で放棄してしまっているのではないか。異なる自然観や動物観を持つ人々が相互に理解し合い、尊重しあうためには、提案書の質を極度に高めて行く努力を重ねて行く必要がある。

文化の多様性を構築して行く努力には、相互のコミュニケーションが不可欠である。その意味で、現行の審査の在り方が、提案書中心である限り、提案書の扱い方や審査の方法に細心の注意が必要である。具体的には、「事前審査」の作業が提案書の出来・不出来を判断する事を目的とするのではなく、提案書を完成させるための修正プロセスとして活かす必要がある。提案書の審査は、その文化遺産の価値を審査するものではなく、その文化遺産が地域住民にとって社会・文化的機能を果たしているかを十分に表現するためのアドバイス機能を果たすことにより、完成した提案書がユネスコ無形文化遺産保護条約の精神を表現し、その結果、世界に文化の多様性を示す事ができるのではないか。運用の誤りから起きうる結果は、多様性を否定して、世界の隅々にある無形文化遺産がユネスコ無形文化遺産条約という舞台に上がる前、あるいはその後に「画一化」されてしまうという事態を引き起こしかねないのである。無形文化遺産保護条約が目指す文化の多様性が成熟していくためには、地域社会を構成する生活者の主体性を尊重する事は不可欠であることを確認したい。世界各地域に住む人々が異なる歴史を経て、育んできた無形文化遺産の保護は、その地域の人々が主体となることにより可能になる。

文 献 一 覧

Aikawa, Noriko.

[2004], "A Historical Overview of the Preparation of the UNESCO International Convention for the Safeguarding of the intangible Cultural Heritage", *Museum* 56(1-2), pp.37-149.

Aikawa-Faure, Noriko.

[2006], "UNESCO Convention for Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage-from its Adoption to the First Meeting of the Intergovernmental Committee", 第30回文化財の保護・修復に関する国際研究集会「無形文化遺産の保護——国際協力と日本の役割——」での基調講演, 日本文化研究所にて開催。

Akimichi Tomoya, P.J. Asquith, H. Befu, T.C. Bestor, S.B. Braund, M.M.R. Freeman, H. Hardacre, M. Iwasaki, A. Kalland, L. Mandersn, B.D. Meran and J. Takahashi, [1988], *Small-type Coastal Whaling in Japan: Report of an International Workshop*, Boreal Institute for Northern Studies. 日本語訳 フリーマン, 他, 1989 『くじらの文化人類学——日本の小型沿岸捕鯨』高橋順一他訳, 海鳴社。

Goodman, Dan.

[2013]. "Japanese Whaling and International Politics", *Senri Ethnological Studies 84 : Anthropological Studies of Whaling*, pp. 325-336

2017. Whaling in the Southern Ocean: A Reply to Neilssen and van der Velde. The Hague Justice Portal. www.haguejusticeportal.net,

Freeman, M.M.R.

[2001]. "Is Money the Root of the Problem? Cultural Conflict in the IWC", In *Toward A Sustainable Whaling Regime*. ed. By R.L. Friedheim, Seattle: University of Washington Press, pp.123-146.

Kuutma, Kristin

[2012]. "Communities and the Contested Politics of Representational Ownership". In *The First ICH-Researchers Forum: The Implementation of UNESCO's 2003 Convention*, published by International Research Center for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region, pp.42-51.

The Government of Japan

[1997], *Papers on Japanese Small-type Coastal Whaling Submitted by the Government of Japan to the International Whaling Commission 1986-1996*

愛川・フォール紀子

[2010] 『2009 年度公開学術講演 文化遺産の「拡大解釈」から「総合的アプローチ」へ——ユネスコの文化政策にみる文化の「意味」と「役割」——』Seijo CGA Working Paper Series No.4 成城大学民俗学研究所グローバル研究センター。

飯田卓

[2013] 「焼畑から受け継いだ粗さと細やかさ Roughness and Delicacy: A Legacy from the Making of Swidden Fields」国立民族学博物館編『霧の森の叡智：マダガスカル、無形文化遺産のもののづくり』特別展カタログ, 68-85 頁。

2017 年「商品化と反商品化——マダガスカル山村の、無形文化遺産」飯田編, 『文化遺産と生きる』臨川書店, 315-342 頁。

石巻学プロジェクト

[2017] 『石巻学 vol.3：特集 牡鹿とクジラ』。

岩崎まさみ

[2011] 「先住民による捕鯨活動」松本博之編『海洋環境保全の人類学』（国立民族学博物館調査報告書（97）197-224 頁。

[2012] 「無形文化遺産保護条約の概要とその意義」年報新人文（9）：99(53)-75(77)。

[2016] 「日本の捕鯨問題と応用人類学：クジラを語った 12 人の文化人類学者」桑山敬己（編）『日本はどのように語られたか』, 昭和堂, 235-260 頁。

[2017] 「無形文化遺産を語る人たち」飯田卓編『文化遺産と生きる』, 臨川書店, 39-68 頁。

岩崎まさみ・野本正博

[2012] 「日本における北の海の捕鯨」岸上伸啓編『捕鯨の文化人類学』, 成山堂書店, 172-186 頁。

岩崎・グッドマンまさみ

[2005] 『人間と環境と文化——クジラを軸として一考察』清水弘文堂書房。

菊地 暁

[2013] 「ユネスコ無形文化遺産になるということ——奥能登のアイヌの 21 世紀」宮本通弥編, 『世界遺産時代の民俗学——グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』, 風響社, 149-176 頁。

河野俊行

[2004] 「基調講演 無形文化遺産条約の思想と構造——世界遺産条約, 日本法との比較において」「シンポジウム 有形・無形の文化遺産の包括的アプローチ」2004 年 3 月 27 日沖縄にて開催

小島孝夫

[2012] 「千葉県和田浦の小型捕鯨業の現状と課題 —— 鯨食文化の継承をめぐる ——」岸上伸啓編『捕鯨の文化人類学』, 187-206 頁, 成山堂書店。

庄司義則

[2009] 修士学位論文「日本の沿岸小型捕鯨の産業構造の研究 —— その存立の条件 ——」, 東京海洋大学博士後期課程, 海洋環境保全学専攻

菅豊

[2017] 「幻景化する無形文化遺産」飯田卓編『文化遺産と生きる』, 臨川書店, 69-96 頁。

杉山武志, 栗本遙加, 三宅康成

[2016] 「和歌山県田辺市上秋津地域のコミュニティビジネスとネオ内発発展論」兵庫県立大学環境人間学部研究報告第 18 号: 7-17。

スミーツ・リックス (Smeets Riexs)

[2004] 「総括講演 無形文化遺産条約, およびその有形文化遺産・自然遺産との関連性」「シンポジウム 有形・無形の文化遺産の包括的アプローチ」2004 年 3 月 27 日沖縄にて開催

鶴見和子・川田侃 (編集)

[1989] 『内発的發展論』東京大学出版会

宮田繁幸

[2006] 「日本の無形文化遺産保護と無形文化遺産保護条約」第 30 回文化財の保護・修復に関する国際研究集会「無形文化遺産の保護 —— 国際協力と日本の役割 ——」での基調講演, 日本文化財研究所にて開催。

[2007] 「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成」『無形文化遺産研究報告第 1 号』東京文化財研究所: 1-26 頁。

[2008] 「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成 2」『無形文化遺産研究報告第 2 号』東京文化財研究所: 1-20 頁。

[2010a] 「実施段階に入った無形文化遺産保護条約」『無形文化遺産研究報告第 4 号』東京文化財研究所: 1-13 頁。

[2010b] 「アジア太平洋における保護措置の現状と課題」, 1 月 14 日日本文化財研究所にて開催された無形文化遺産国際研究会での報告。

[2012] 「岐路に立つ無形文化遺産保護条約」『無形文化遺産研究報告第 6 号』東京文化財研究所: 1-19 頁。

中川秀一, 宮地忠幸, 高柳長直

[2013] 「特別論考 日本における内発的發展論と農村分野の課題 —— その系譜と農村地理学の実証研究を踏まえて ——」農村計画学会誌 Vol.32 No.3: 380-383。

七海ゆみ子

[2012] 『無形文化遺産とは何か』彩流社

森下丈二,

[2012] 「商業捕鯨モラトリアムの真実」『捕鯨の文化人類学』岸上伸啓編, 成山堂書店, 283-302 頁。

文化庁文化財部 (監修)

[2014] 『月刊 文化財』608 (特集 無形文化遺産保護条約)。

朝日新聞「「捕鯨の灯, 再び 石巻・鮎川港」2011 年 11 月 15 日

国際連合広報センターホームページ <http://www.unic.or.jp> 2017 年 1 月 4 日検索

MAFF TOPICS, 「東日本大震災を乗り越え, 調査捕鯨を再開 —— 石巻 ——」水産庁, www.maff.go.jp/j/pr/aff/1205/mf_news_00.html, 2017 年 1 月 4 日検索

聞き取り (庄司義則), 2013 年 7 月 13 日